

一時保育事業のしおり

八峰町子ども園

一時保育事業とは

家庭における育児が断続的に困難となる児童、また保護者の傷病、入院等による緊急の場合、及び保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消、並びに集団保育経験のために、児童を一時的に保育する制度です。

1. 利用日数 月 14日以内
2. 利用時間 午前7時半～午後6時半
3. 利用料金 1日 1,500円
4. 利用申し込み
 - ・ 給食準備等の都合がありますので、**1週間前**にはお申し込みください。
 - ・ ただし、緊急を要する場合にはこの限りではありません。
(欠席する場合は、できるだけ早くご連絡ください。)
5. 家庭で準備するもの (全ての物に名前を書いてください。)

0、1、2歳児	3、4、5歳児
・ 給食袋 ・ 食事用エプロン ・ 哺乳ビン2本、粉ミルク ・ 濡れおしぼり (ケースに入れて) ・ 手拭きタオル (ひも付き) ・ 着替え一式 (2組程度) ・ ナイロン袋 (2～3枚) ・ おむつ、おしりナップ ・ お昼寝用布団、バスタオル2枚	・ 給食袋 ・ 箸 ・ 箸箱 ・ アルミ製弁当 (白いご飯を入れて) ・ 濡れおしぼり (ケースに入れて) ・ 手拭きタオル (ひも付き) ・ 歯ブラシ、歯磨きコップ ・ お昼寝用布団 ・ 着替え一式 (2組程度) 着替え袋 ・ ナイロン袋 (2～3枚) に入れて

※ 下記の場合は利用をお断りする場合があります。

- ・ 感染性の疾患がある場合
- ・ 身体虚弱のため、保育にたえない場合
- ・ その他、保育に不相当と認めた場合